

仲田町地区の地区計画

■地区整備計画

当初決定 平成 27 年 3 月 27 日 東松山市告示第 153 号

最終決定 平成 29 年 8 月 29 日 東松山市告示第 284 号

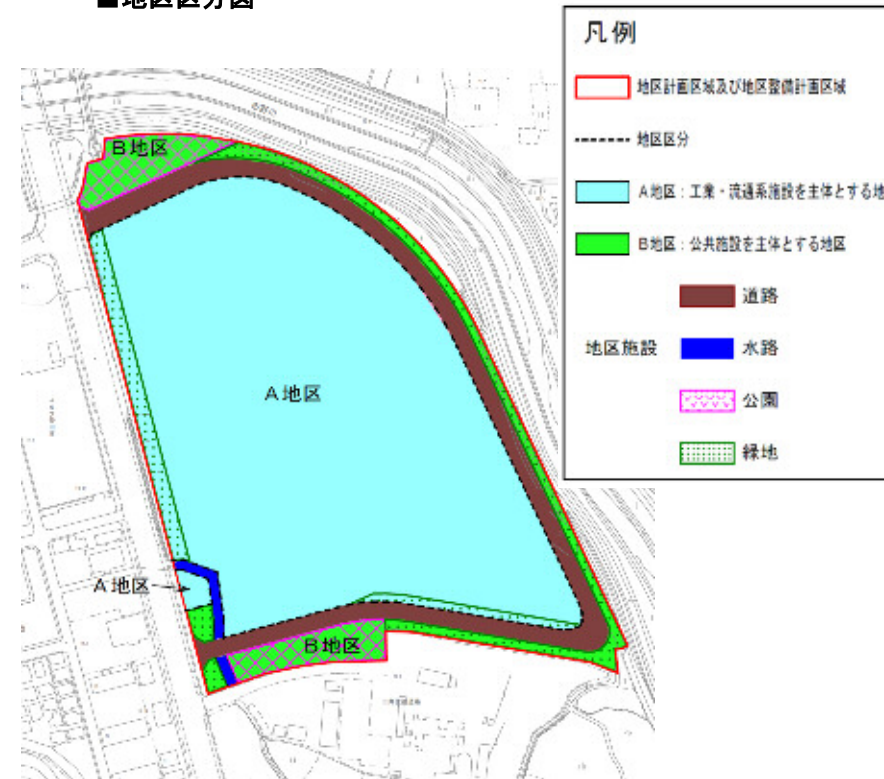


地区の区分 (用途地域)	A地区 (工業地域)	B地区 (工業地域)
区分の面積	約5.5ha	約1.6ha
建築物等の用途 の制限	<p>次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1)住宅 (2)住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの (3)共同住宅、寄宿舎又は下宿(ただし地区内において事業を営むものが、従業員の用に供する施設は除く) (4)老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの (5)老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (6)図書館、博物館その他これらに類するもの (7)物品販売業を営む店舗又は飲食店(ただし物品販売業を営む店舗又は飲食店のうちその用途に供する部分の床面積の合計が300㎡以内のものは除く) (8)ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの (9)マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (10)カラオケボックスその他これらに類するもの (11)畜舎 (12)自動車教習所 (13)廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に規定する一般廃棄物、産業廃棄物の処理業の用に供する建築物 (14)火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第2条に規定する火薬類の製造、貯蔵又は処理に供するもの</p>	—
建築物の敷地面積の最低限度	事務所、研修所、研究所、共同住宅、寄宿舎、下宿、店舗及び飲食店については1,000㎡とし、他の建築物については1,500㎡とする。	—
壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は次のとおりとする。ただし、延べ面積が20㎡以内の附属建築物についてはこの限りではない。</p> <p>(1)敷地面積が10,000㎡以上の敷地にあつては、道路境界線までの距離は10m以上、隣地境界線までの距離は5m以上 (2)敷地面積が10,000㎡未満の敷地にあつては1.5m以上</p>	—
建築物等の高さの最高限度	敷地地盤面から31m以下とする。ただし、携帯電話等基地局のアンテナについてはこの限りではない。 (敷地地盤面とは土地区画整理事業完了時点での地盤面をいう)	敷地地盤面から10m以下とする。 (敷地地盤面とは土地区画整理事業完了時点での地盤面をいう)

建築物等に関する事項

地区の区分 (用途地域)	A地区 (工業地域)	B地区 (工業地域)	
建築物等の形態 又は色彩その他 の意匠の制限	1 建築物及び工作物の外観は、周囲の眺望・景観と調和するよう刺激的な色彩や装飾を避け、次に掲げるマンセル表色系に該当する色彩及び点滅する光源が形成する面積の合計(着色していない石、木、土、レンガ及びコンクリート等の素材で仕上げる外観部分を除く。)は、各立面の面積の3分の1を超えない範囲とする。ただし、工作物は建築基準法施行令第138条第1項各号に掲げる工作物(第2号に掲げるものにあつては、旗ざお並びに架空電線路用及び電気事業者の保安通信設備用のものを含む。)、第2項各号に掲げる工作物又は第3項各号に掲げる工作物とする。 (次に掲げるマンセル表色系)		
	色相	明度	彩度
	7.5Rから7.5Y	2を超える	6を超える
		2以下	—
	7.5RPから7.5R(7.5Rは含まない)	2を超える	4を超える
	7.5Yから7.5GY(7.5Yは含まない)	2以下	—
	7.5GYから7.5RP (7.5GY及び7.5RPは含まない)	2を超える	2を超える
N	2以下	—	
2 戸外から望見される高架水槽などの工作物は、周囲の眺望・景観と調和するよう位置、大きさ、設置方法等に配慮したものとする。			
3 表示又は掲出することができる屋外広告物(埼玉県屋外広告物条例第7条第1項に規定するものを除く。)は、自己の用に供し、周囲の眺望・景観と調和するよう位置、大きさ、設置方法、色彩、装飾等に配慮したものとする。			
垣又はさくの構造の制限	道路側に設ける垣又はさくは透視可能なフェンスとし、基礎の高さは60cm以下でフェンスに沿って植栽帯を設けるものとする。ただし、他法令によりやむを得ないものを除く。	—	

■地区区分図



垣又はさくの構造の制限

